

件名

銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二の規定に基づき、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十一年金融庁告示第七号）の一部を次のように改正する。

令和六年 月 日

金融庁長官 栗田 照久

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のようになお、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改める。

改正後	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">第十八条から第二十一条まで 削除</p>
改正前	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(信用協同組合等のT L A C規制対象会社における同順位商品に関する経過措置)</p> <p>第十八条 標準的手法を採用する信用協同組合等(第四条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(以下「新信組告示」という。))第一条第九号に規定する標準的手法を採用する信用協同組合等をいう。次条第一項において同じ。)にあつては、T L A C規制対象会社(新信組告示第一条第七十九号に規定するT L A C規制対象会社をいう。以下この条において同じ。)のその他外部T L A C調達手段(新信組告示第一条第八十号に規定するその他外部T L A C調達手段をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。)と法的又は経済的に同順位である商品(その他外部T L A C調達手段に該当するものを除く。次項において「国内T L A C規制対象会社の同順位商品」という。)のうち、当該T L A C規制対象会社に係る総損失吸収力及び資本再構築力に係る最低基準の適用日(以下「T L A C規制適用日」という。)までに発行されたものであって、当該T L A C規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該T L A C規制適用日から</p>

起算して五年が経過する日までの間は、新信組告示第四十七条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

2 内部格付手法を採用する信用協同組合等（新信組告示第一条第二号に規定する内部格付手法を採用する信用協同組合等をいう。次条第二項において同じ。）にあつては、国内TLAC規制対象会社の同順位商品のうち、当該TLAC規制対象会社に係るTLAC規制適用日までに発行されたものであつて、当該TLAC規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該TLAC規制適用日から起算して五年が経過する日までの間は、新信組告示第百五十四条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

（信用協同組合等におけるその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャーに関する経過措置）

第十九条 標準的手法を採用する信用協同組合等にあつては、適用日から起算して十年が経過する日までの間は、適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているその他外部TLAC調達手段及び次に掲げるもの（いずれも償還期限の定めがある場合において保有中に当該償還期限までの期間が一年に満たなくなつたものを含み、次に掲げるものにあつては、適用日において次に掲げるものを要しない。次項において「経過措置対象その他外部TLAC関連調達手段」という。）に限り、新信組告示第四十七条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

一 規制金融機関（新信組告示第一条第三十六号の二イ(1)に

規定する規制金融機関をいう。)に適用される総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において、その他外部TLAC調達手段に相当すると認められているもの

二 新信組告示第一条第八十三号に規定する特例外部TLAC調達手段

2 内部格付手法を採用する信用協同組合等にあつては、適用日から起算して十年が経過する日までの間は、適用日において保有し、かつ、その保有を継続している経過措置対象その他外部TLAC関連調達手段に限り、新信組告示第五百五十四条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

(信用協同組合等における信用リスクに係る旧所要自己資本の額に関する経過措置)

第二十条 平成三十一年三月三十一日前に、先進的内部格付手法を使用することについて第四条の規定による改正前の協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(以下この条において「旧信組告示」という。)第百十四条の承認を受けた信用協同組合等が、同日の直前まで、旧信組告示第十条第四項及び第十八条第四項の規定により信用リスクに係る旧所要自己資本の額を算出するに当たり、これらの規定に規定する内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法として基礎的内部格付手法を用いている場合には

(信用協同組合等におけるリスクリテンションに関する経過措置)

第二十二條 信用協同組合等が適用日において保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトについては、当該信用協同組合等がその保有を継続している場合に限り、第四條の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律第六條第一項において準用する銀行法第十四條の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第二百二十四條第三項の規定は、適用しない。

備考 表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

、新信組告示第十條第四項及び第十八條第四項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「信用協同組合等を標準的手法を採用する信用協同組合等とみなして第六章に定めるところにより判定された手法とし」とあるのは、「信用協同組合等を基礎的内部格付手法を採用する信用協同組合等とみなして第六章に定めるところにより判定された手法（同章第二節第二款第四目に規定する内部評価方式を除く。）とし」とすることができる。

第二十一條 削除

(信用協同組合等におけるリスクリテンションに関する経過措置)

第二十二條 信用協同組合等が適用日において保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトについては、当該信用協同組合等がその保有を継続している場合に限り、新信組告示第二百二十四條第三項の規定は、適用しない。

附 則

(適用時期)

1 この告示は、令和六年三月三十一日から適用する。

(経過措置)

2 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（令和六年金融庁告示第 号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により自己資本比率の算出を行う信用協同組合等については、なお従前の例による。